

北大阪商工会議所青年部の倫理規定

第1条（目的）

北大阪商工会議所青年部は（以下、「北大阪Y E G」という）、地域経済をリードする若き経営者集団であり、地域に対する責任を自覚し、地域社会への信頼を確保する必要があります。

その意味で「北大阪商工会議所青年部の倫理規定（以下、「本規定」という）」は、北大阪Y E Gメンバーに遵守していただきたい事項として、まとめたものです。なお、卒業されたOBメンバーの皆様にも本規定を尊重していただくようお願い致します。

第2条（適用期間）

北大阪Y E Gメンバーが本規定の対象となる期間は、入会した日から退会する日までとなります。なお、第三者への個人情報の漏洩や勧誘活動の強要については退会後も遵守願います。

第3条（禁止行為）

北大阪Y E Gの事業活動は、地域活性を目的とします。そのため北大阪Y E Gメンバーは地域社会の方々へ疑惑や不信を招くような行為をしてはいけません。各種法令および北大阪Y E G会則を遵守し、以下の行為を禁止事項とします。

- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ 北大阪Y E Gの体面を傷つけ、又はその目的・趣旨に反する行為
- ・ 特定の個人、第三者のプライバシーを侵害、誹謗中傷、名誉を傷つける行為
- ・ 入会時の虚偽の届出を行う行為
- ・ 北大阪Y E G活動内で知り得た個人情報を漏洩する行為
- ・ 北大阪Y E Gの手帳（メンバーリスト）を入手するための入会および悪用（譲渡・売買）する行為
- ・ 宗教活動、政治活動を強要する行為
- ・ 事実と異なる虚偽の内容や単なる噂を助長し流布する行為

第4条（ハラスメント行為）

事業活動の上、事業に関係ある人（対外的な人含む）に対するハラスメントおよびハラスメントとして誤解を受けるような行為は、本人だけではなく、北大阪商工会議所全体の信用を損なうこととなりますので、厳に慎んでください。また、社会通念上、不当と認識される行為については、ハラスメントになり得ることを十分に理解して下さい。

第5条（違反した場合の措置）

単会倫理保持の徹底のため、北大阪Y E Gメンバーが本規定第3条の禁止事項および第4条のハラスメント行為と認められる場合は、当年度の正副会長および北大阪商工会議所本会との協議のうえ、当年度会長が勧告指示等を行うことができます。なお、指示に従わず繰り返し行為する場合は、北大阪Y E Gの正会員資格を喪失する等の可能性があります。

ります。また悪質な場合は、警察等への報告を行うものとします。

第6条（相談窓口）

本規定に抵触するかどうかの相談を行いたい場合は、当年度の正副会長および北大阪商工会議所青年部事務局にご相談ください。

以上

<問合せ先>

北大阪商工会議所青年部事務局

〒573-1159 大阪府枚方市車塚1-1-1 輝きプラザきらら6F

枚方市立地域活性化支援センター内

Tel:072-843-5163 / Fax:072-841-0173

附 則

1. 本規定は、令和5年9月6日から施行する。